様式２－１

雲南市斐伊高齢者交流施設指定管理者募集要項

雲南市では雲南市斐伊高齢者交流施設の指定管理者の指定にあたり、管理運営をしていただく指定管理者を募集します。

１　対象施設の概要

（１）名　称　雲南市斐伊高齢者交流施設

（２）所在地　雲南市木次町里方９２８番地１

（３）施設の規模及び内容

別紙「雲南市斐伊高齢者交流施設指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）施設利用者数（令和７年度実績）及び利用料

多目的広場（ゲートボール場）	１２３人

・過去３ヵ年の収入額（施設利用料、税込）

令和７年度　　０円

令和６年度　　０円

令和５年度　　０円

２　指定管理者が行う管理の基準

（１）関係法令及び条例の規定を遵守すること。

（２）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（３）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（４）利用者の意見・要望を管理運営に反映すること。

※管理の基準に関するその他細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

３　指定管理者の業務等

（１）施設の使用許可に関する業務

（２）施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

（３）前２号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

４　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

５　応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

①　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

②　雲南市から指名停止措置を受けていないこと。

③　市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

④　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

６　提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）指定管理者指定申請書　別記様式（様式５―１）
（２）団体概要書（様式５―２）
（３）実績調書（様式５－３）
（４）指定管理者事業計画書（様式５－４）
（５）指定管理収支計画書（様式５－５）
（６）自主事業計画提案書（様式５－６）
（７）定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
（８）その他市長が必要と認める書類

７　事業規模

雲南市斐伊高齢者交流施設の管理事業に係る経費については、以下の参考金額以内で、申請の際の事業計画を策定してください。

（参考金額）

＜想定する支出＞		＜指定管理料＞
収入(使用料等)	０円	１４９，６００円以内
支出(管理費用)	１４９，６００円	

※１年間の管理に係る経費、消費税及び地方消費税含む。

８　質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①　受付期間　令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月１日（火）まで
②　受付方法　ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。
（FAX：0854-40-1088 E-mail:kisuki-shiminfukushi@city.unnan.shimane.jp）
③　回　　答　質問内容及び回答はＦＡＸ又は電子メールで申請者全てに通知します。

９　現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

① 開催日時 令和８年１１月３０日（月） 午前１０時００分から３０分程度（予定）
② 開催場所 雲南市斐伊高齢者交流施設

10　申請書提出先及び提出期間

（１）提出先　雲南市木次総合センター市民福祉課
〒699-1334　雲南市木次町新市３７９番地
電話 0854-40-1083　ＦＡＸ0854-40-1088
（２）提出期間　令和８年１１月２４日から令和８年１２月２３日までの日（市の休日を除く）の午前８時３０分から午後５時までとします。
※　郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時までに必着とします。

※　電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11　選定方法

（１）指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

①　住民の平等な利用の確保（１０）
　ア　施設の設置目的及び市が示した管理方針
　イ　平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

②　施設の効用の最大限の発揮（２０）
　ア　利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
　イ　サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
　ウ　施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

③　経費の縮減（３０）
　ア　施設の管理運営に係る経費の内容
　イ　収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

④　管理を安定して行う人的、財政的基礎（３０）
　ア　安定的な運営が可能となる人的能力
　イ　安定的な運営が可能となる経費的基盤
　ウ　類似施設の運営実績

⑤その他必要な事項（１０）
　ア　適正な施設運営管理と貸館業務

※　（　　）内は配点

12　申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13　無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
③　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
④　虚偽の内容が記載されているもの
⑤　その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

14　選定委員会

令和９年１月中旬に実施します。

時間、場所については後日連絡します。

15　選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16　指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

①　　指定管理者は令和９年３月雲南市議会の議決を経て決定（指定）されます。

17　その他

①　提出書類はお返しできません。

②　提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）

③　提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

問合せ先　雲南市木次総合センター市民福祉課 電話 0854-40-1083　ＦＡＸ0854-40-1088 メールアドレス kisuki-shiminfukushi@city.unnan.shimane.jp